

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

子ども手当の廃止等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 教職員給与課の分掌事務について、市町村立小中学校の県費負担教職員に係る認定及び支給を行っている「子ども手当」を「児童手当」に改めることとする。(第4条の2関係)
- (2) 福利課の分掌事務について、「子ども手当」を「児童手当」に改めることとする。(第10条関係)

3 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、改正後の秋田県教育委員会行政組織規則の規定は、平成24年4月1日から適用することとする。

議案第十五号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第三号及び第十条第二号中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の秋田県教育委員会行政組織規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年四月十二日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

子ども手当の廃止等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

新	旧
<p>(教職員給与課の分掌事務)</p> <p>第四条の二 教職員給与課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 市町村立小中学校の県費負担教職員の児童手当の認定及び支給に関すること。</p> <p>四 八 略</p> <p>(福利課の分掌事務)</p> <p>第十条 福利課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 職員の児童手当に関すること。</p> <p>三 六 略</p>	<p>(教職員給与課の分掌事務)</p> <p>第四条の二 教職員給与課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 市町村立小中学校の県費負担教職員の子ども手当の認定及び支給に関すること。</p> <p>四 八 略</p> <p>(福利課の分掌事務)</p> <p>第十条 福利課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 職員の子ども手当に関すること。</p> <p>三 六 略</p>